エコマーク商品類型No.152「テレビVersion1」付属証明書

本付属証明書は、エコマーク商品類型No.152「テレビVersion1」のエコマーク使用申込を行う際に、「エコマーク商品認定・使用申込書」とともに提出して下さい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込日：20 | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 申込商品ブランド名 |  |
| 申込者（会社名） |  |

|  |
| --- |
| ＜付属証明書の作成方法＞1. 申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。2. 「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。3. 各証明書の作成は（記入例）を参照して下さい。4. 「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄／添付資料　※該当する事項をチェックして下さい |
| エコマーク表示（予定）の媒体について記載下さい。※原則として製品、包装、取扱説明書、商品説明書（パンフレットなど）等にエコマークを表示すること | 表示媒体：□製品　／ □包装　／□取扱説明書□商品説明書(カタログ・リーフレット)　／　□Web □その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| エコマーク表示予定設計図エコマークの表示方法はエコマーク使用の手引を参照下さい。 | エコマーク表示予定設計図（書式自由・原稿）をご提出下さい。 |
| エコマークを表示しない（予定）場合はその理由を右欄に記載下さい。【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 記入欄 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 製品を開発した会社 | 　□他社／□自社（該当する事項をチェックして下さい） | 他社開発製品の場合、申込承諾書（記入表0） | 申込承諾者 |
| 本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合 | ブランド名以外の変更が　 □ある／□ない（該当する事項をチェックして下さい）（ブランド名以外変更がなければ、以下の項目の証明は不要です） | エコマーク商品認定審査結果通知書の写し変更点についての認定基準に対する証明書（変更がある場合） |  |
| 対象 | 記入欄 |
| 型式・品番名 |  |
| ディスプレイの種類 | □液晶(LEDバックライト)　／□プラズマ ／□有機EL　／　□その他［　　　　　　　　］ |
| 画面サイズ |  | 画素数(水平×垂直　画素) | 　　　　　　×　　　　　　 |
| 用途 | □一般　／　□携帯用　／　□浴室設置用　／　□車載用　／　□その他[ ] |
| 省エネ法適用 | □有　／　□無 |
| 家電リサイクル法の適用 | □有　／　□無　　　　　　有りの場合　□Aグループ　/ □Bグループ |
| 内蔵機能・その他の機能 | □光学ディスク(□BD ／　□DVD、□録画・再生／□再生のみ)□HDD [HDD容量：　　　　　　　　　B]チューナー数：　地上デジタル：[ ]、BS・110度CSデジタル：[　　]、地上アナログ：[ ] ワンセグ：[　　]□インターネット対応(□有線　／　□無線LAN)　／　□3D ／　□外付けHDD |
| チューナーセパレートタイプ | □該当　／　□非該当 |

|  |
| --- |
| 分析試験場 |
| 一般原則 | 分析試験場はISO/IEC17025（一致規格JIS Q17025）に従って運営されていること（認定までは問わない）。申請者は書類作成と分析の費用を負担する |
| 製造者の試験事業者である場合の特別な要求事項 | 監督官庁がサンプリングや分析過程を監視しているか、または分析と試験の実施の認可を受けているか、その製造者がサンプリングと分析を含む品質システムを確立しISO9001（一致規格JIS Q9001）を保持しているか、またはサンプリングと分析を含む品質システムについてISO9001に準拠する社内規格がありそれに則して測定が行なわれている場合には、製造者の試験場は分析やテストを執り行うことが認められる |
| 試験 | 試験を行なった試験事業者について、それぞれ下記の情報を記載してください。 |
| エネルギー消費 | 1.試験事業者名 |  |
| 2.試験事業者の住所 |  |
| 3.試験場 | □ISO/IEC17025の認定を保持している□ISO/IEC17025に従って運営されている |
| 3.製造者試験場の場合 | □監督官庁がサンプリングや分析過程を監視している□分析と試験の実施の認可を受けている* サンプリングと分析を含む品質システムを確立しISO9001を

　保持している。□ISO9001に準じた品質管理システムに則して測定している |

| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(1) | 製品の本体質量(本体およびスタンドの合計質量。リモコン等の付属品は含まない)は、表1に適合する

|  |  |
| --- | --- |
| 製品の本体質量 |  kg |

 | 　□　はい　□　いいえ | 製品の本体質量が記載された取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写し |  |
| 4-1-1.(2) | 保守部品(製品の機能・性能を維持するために不可欠な補修用部品)の供給期間は当該製品の製造停止後、8年間確保している | 　□　はい　□　いいえ | 本事項が記載された取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写し |  |
| 4-1-1.(3) | 修理の受託体制が整備され、機器利用者の依　頼に応じて修理を行っている(リペアシステム) | 　□　はい　□　いいえ |  |  |
| 体制の整備として以下の点に関する情報提供　がなされている　　・修理を受託することの情報提供　　・修理の範囲（サービス内容）、連絡先など | 　□　はい　□　いいえ | 本事項が記載された取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写し |
| 4-1-1.(4) | 製品はリサイクルするための分解が可能な設計である(製品設計チェックリストに適合する) | 　□　はい　□　いいえ | 製品設計チェックリスト（記入表1） | 設計責任者 |
| 4-1-1.(5) | 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に基づき、テレビの再商品化等を実施している家電リサイクル法対象外機器は右記の記入・資料添付は不要です。 | 　□　はい　□　いいえ | 前年度の再商品化率等が記載された説明資料 |  |
| 家電リサイクル法対象外のテレビの場合回収・リサイクルシステムを構築し、保持することが望ましい家電リサイクル法対象機器は、右記の記入・資料添付は不要です。 | 回収・リサイクルシステムの有無□　有/ □　無 | 回収・リサイクルシステムがある場合にはその内容を説明する資料 |
| 4-1-1.(6) | 製品のリサイクル可能率を算出している

|  |  |
| --- | --- |
| 製品1台あたりのリサイクル可能率 | 　　　　　　　　　　% |

 | 　□　はい　□　いいえ | 製品のリサイクル可能率（記入表2） | 設計責任者 |
| 4-1-1.(7) | 製品の包装材料(包装または梱包)は省資源化に配慮している(包装材料チェックリストに適合する) | 　□　はい　□　いいえ | 包装材料チェックリスト（記入表2） | 設計責任者 |
| 4-1-2.(8) | 製品の省エネルギー基準達成率は、申込時点における経済産業省告示「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」の多段階評価(2014年6月施行)で4つ星相当以上であること。ただし、解像度がFHDのうち、画素数1,920×1,080かつ受信機サイズ39V超えの製品は5つ星相当であること。なお、チューナーセパレートタイプについては、多段階評価(2014年6月施行)で3つ星相当以上である

|  |  |
| --- | --- |
| 年間消費電力量 | 　　　　　　　kWh/年 |
| 省エネ法の適用区分 |  |
| 省エネ法の基準値 |  |
| 省エネ基準達成率 |  % |
| 多段階評価基準 | □2014年6月施行 |
| 多段階評価 | □　★★★★★□　★★★★□　★★★□　★★□　★ |

 | 　□　はい　□　いいえ | 年間消費電力量に関する試験結果 | 試験機関または製造事業者（試験責任者） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 4-1-2.(9) | 製品本体に電源スイッチ(スイッチオフにすることで、主機能である画面表示・音声出力が非稼働となるスイッチ)を備えている | 　□　はい　□　いいえ | 製品の概要図(もしくはデザイン図) |  |
| 4-1-2.(10) | リモコン待機時の消費電力は、0.3W以下である

|  |  |
| --- | --- |
| リモコン待機時の消費電力 | W |

チューナーセパレートタイプについては、リモコン待機時の消費電力は、構成するそれぞれの機器が0.3W以下である

|  |  |
| --- | --- |
|  | リモコン待機時の消費電力 |
| ディスプレイ部 | W |
| チューナー部 | W |

 | 　□　はい　□　いいえ | 試験結果 | 試験機関または製造事業者（試験責任者） |
| 4-1-2.(11) | 製品は、消費電力を低減できる機能（節電機能）として、表2に示す「必須」機能を有し、かつ、表2の工場出荷時設定がなされているまた、「選択」機能を1種類以上有する

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 節電機能の種類 | 機能 | 工場出荷時設定 | 機能の有無 |
| 自動輝度調節機能 | 必須 | オン | □有/□無 |
| 無操作電源オフ機能 | 必須 | － | □有/□無 |
| 無信号電源オフ機能 | 必須 | オン | □有/□無 |
| 人感センサー | 選択 | － | □有/□無 |
| 節電スイッチ | 選択 | － | □有/□無 |
| 消費電力レベル表示 | 選択 | － | □有/□無 |
| 高速起動モード | 選択 | オフ | □有/□無 |
| 外部の接続機器への制御 | 選択 | － | □有/□無 |
| その他の節電機能 | 選択 | － | □有/□無機能の名称[ ] |

 | 　□　はい　□　いいえ | 説明資料(本事項が記載された取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写し等) |  |
| 4-1-3.(12) | 製品(リモコン、ケーブル類を含む)における鉛・水銀・カドミウムおよびそれらの化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)の含有率が、改正RoHS指令(2011/65/EU)の ANNEX II(表3)に適合する。ただし、ANNEX IIIに指定されているものは除く。また、短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上)の難燃剤を処方構成成分として添加していない。 | 　□　はい　□　いいえ |  |  |
| （確認方法の詳細を以下に記入して下さい）□JIS Z 7201「製品含有化学物質管理 －原則と指針」に基づいて実施している□申込者(もしくは製造事業者)が試験によって確認している□申込者（もしくは製造事業者）が当該物質を含む「グリーン調達基準書」などを作成し、部品供給事業者に含有有無(含有量)を確認している　グリーン調達基準書の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　URL(掲載している場合のみ)：　　　　　　　　　　　　　　　※掲載していない場合には、初回の認定時および基準書の改版時後の申込時に提出して下さい。□申込者（もしくは製造事業者）が部品供給事業者に対して、当該物質の試験結果の提出を求めている□その他：[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 4-1-3.(13) | 光学パネル(バックライト、ディスプレイパネル等を指し、電子部品・基板、および金属部品は含まない)には、処方構成成分として水銀、鉛およびその化合物を使用しない | 　□　はい　□　いいえ |  |  |
| （確認方法の詳細を以下に記入して下さい）□JIS Z 7201「製品含有化学物質管理 －原則と指針」に基づいて実施している□申込者(もしくは製造事業者)が試験によって確認している□申込者（もしくは製造事業者）が当該物質を含む「グリーン調達基準書」などを作成し、部品供給事業者に含有有無(含有量)を確認している□申込者（もしくは製造事業者）が部品供給事業者に対して、当該物質の試験結果の提出を求めている□その他：[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 4-1-3.(14) | 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守している | 　□　はい　□　いいえ | 環境法規等順守証明書（記入表4） | 製品組立工場の工場長 |
| 申込日より過去5年間の環境法規等の違反がない。もしくは、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守している | 　□　はい　□　いいえ |
| 4-1-3.(15) | 製品に内蔵する電池は、EU指令2006/66/EC(表4)に適合する　□ボタン電池　/ □それ以外の電池 | 　□　はい　□　いいえ□内蔵電池使用なし | 内蔵電池の使用がある場合、試験結果または電池製造事業者発行の適合証明書 | 試験結果または電池製造事業者 |
| 4-1-4.(16) | 下記の情報を提供しているa) エネルギー消費に関する情報1) 定格消費電力、リモコン待機時消費電力、および省エネ法対象機器にあっては、年間消費電力量(年間消費電力量測定時の画質設定を含む)、省エネ基準達成率2) 4-1-2(11)の節電機能に関する説明(省エネに繋がる使い方、設定方法)b) 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。【グリーン購入法】c) 使用済み製品の引き取りに関する情報【家電リサイクル法(対象機器に限る)】 | 　□　はい　□　いいえ | ユーザーへの情報を記載した画面の操作ガイド、取扱説明書、リーフレット、ホームページなどの該当部分の写し |  |

５．配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 |  |
| 5.(1) | 25g以上のプラスチック製筐体部品にハロゲンを含むポリマーを使用しないこと。また難燃剤の処方構成成分として、有機ハロゲン化合物を添加していない。ただし、以下に該当する部品には適用しない。・ プラスチック材料の物性改善のために使用される有機フッ素系添加剤。ただし、含有量が0.5 重量%を超えない・ PTFE などのフッ素化プラスチック・ 再生／再使用プラスチック部品 | □　はい　／　□　いいえ  いいえの場合

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する部品の材料数(樹脂のグレード別の数)： |  |
| うち、有機ハロゲン系化合物の使用がある材料数(適用除外を除く)： |  |

 |
| 5.(2) | 製品に使用される鉱物資源のうちスズ、金、タンタル、タングステンについて、原産国および調達先を確認している（紛争鉱物） | □　はい　／　□　いいえ |
| 5.(3) | 印刷工場の立地 | □　日本　／　□　海外　 |  |
| a. 古紙リサイクルに支障をきたさない製本形態であるただしホットメルト接着剤の使用を認める。 | □　はい　／　□　いいえ |
| b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していない | □　はい　／　□　いいえ |
| c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が70％以上であること（d. 海外製造の場合、古紙パルプ配合率が30%以上であること） | □　はい　／　□　いいえ |

**記入表1**　**製品設計チェックリスト　(1/4)**

対象の定義

各要求項目は、機器本体のうちの指定されたサブアッセンブリーに適用される。

|  |  |
| --- | --- |
| サブアッセンブリー | 力あるいは形状によって互いに結合された2つ以上の部品から構成されるもの。 |
| 筺体部品 | 機器を環境影響から保護すると共に、ユーザーと可動部品、発光部品または高電圧部品との接触を防ぐ部品。 |
| シャーシ | 機器本体の主部品を固定するための骨格となる機能を持つ部品。 |
| 電気・電子サブアッセンブリー | 少なくとも1つの電気・電子部品を含むアッセンブリー。 |
| ポリマーアロイ(ポリマーブレンド) | 二成分以上の高分子の混合あるいは化学結合により得られる多成分系高分子の総称。異種高分子を物理的に混合したものをポリマーブレンドと呼ぶ。 |
| 希少金属類 | 昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。 |
| 再使用プラスチック部品　　　　　　　 | 過去に使用され、再度使用されているプラスチック部品。　 |
| 再生プラスチック | プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料からなるプラスチック。 |
| プレコンシューマ材料 | 製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。 |
| ポストコンシューマ材料　  | 製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。 |
| 再生プラスチック部品 | 再生プラスチックを含むプラスチック製部品。  |

カテゴリ分類

要求項目はMust項目、Should項目のいずれかのカテゴリに分類される。

|  |  |
| --- | --- |
| Must 項目 | 実現されなくてはならない項目 |
| Should 項目 | 実現されることが望ましい項目 |

参考規格名

1) ECMA341(Environmental Design Considerations for ICT&CE Products)第3版

(2008年6月)　欧州計算機工業会

2) 家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン第2版

(2009年10月)　一般財団法人家電製品協会　製品アセスメント専門委員会

日　　　　　　　　　付： 20　　年　　月　　日

企　　　 業　　　 名：

部署名、設計責任者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

申込型式・品番名：

**別表1**　**製品設計チェックリスト　(2/4)**

◆Must項目(実現されなくてはならない項目)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 要求 | 対象 | 実現 | 解説 |
| **【分解・リサイクルを容易にするための使用素材の選択】** |
| M1 | 相互に適合性を有さない材料で構成されるサブアッセンブリー同士は分離可能かまたは分離補助部付きで結合されているか。ただし、15V型以下のテレビのスタンド部には適用されない。 | 筐体部品、シャーシ、電気・電子サブアッセンブリー | □はい/□いいえ | 『適合性を有さない材料』とは、金属インサート成型部品や複数のプラスチック材料が接着された部品等が考えられる。プラスチック材料間の適合性については、ECMA341附属書C「プラスチック適合性ガイド」などを参考にチェックすることができる。 |
| M2 | 25g以上の筐体プラスチック部品の材質は分離が容易な4種類以下でなければならず、分離可能な筐体構成単位ごとの材質は1種類の重合体(単一重合体あるいは共重合体)または再活用可能な混合材料(ポリマーアロイ)でなければならない。 | 筐体部品 | □はい/□いいえ | 再使用・リサイクル可能な材料の採用を目的としている。 |
| M3 | プラスチック部品に貼付されるプラスチック製あるいは紙製のラベル・シール類は必要最小限に限定されているか。 | 筐体部品 | □はい/□いいえ | 高品位の材料としてリサイクルをするためには、材質表示がないと、その部分を打ち抜きして処理するか、低品位の材料としてリサイクルされる。ラベル剥がし作業は非常に手間がかかる。そのため、「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」では、ラベル等の材質表示、ラベル等の貼り付けるプラスチック部品と同材料化(相溶化)が望ましいとされている。 |
| M4 | 本体背面部のプラスチック部品に貼付される銘板およびAVケーブル等の入出力基板の表示ラベルに材質表示を行っているか。かつ、プラスチック部品に貼付されるラベル・シール類はプラスチック部品と同材質(相溶性がある)で構成されるか、もしくは分離が可能か。 | 筐体部品 | □はい/□いいえ |
| **【分解しやすい構造】** |
| M5 | ねじの本数は、削減を考慮して設計されているか。具体的には、ねじの本数を把握しているか。 | 機器全体 | □はい/□いいえ申込機のねじ本数:[ ] |
|  | ねじ本数の削減は、分解工数の短縮に繋がる。ねじの本数を把握する分解レベルは、家電リサイクル法に従うリサイクルプラントで一般的に分解されるレベルを指す。すなわち、筐体部品、シャーシの取り外し、および筐体またはシャーシからのパネルモジュール・電子部品・基板・HDD・光学ディスクドライブ等の取り外しまでを指し、HDDや光学ディスクドライブ内部の分解、基板に取り付けられた部品の分解、または電子部品内部の分解を指すものではない。(M6、M8、M9についても分解レベルは同じ) |
| M6 | 取り外しねじは、3種類(サイズ)のドライバーで分解が可能か。 | 機器全体 | □はい/□いいえ | 手分解で使用するドライバーの種類をできる限り統一することで、ドライバーを選択・交換する時間を短縮できる。 |
| M7 | 機器に取り付けられている電池(内蔵電池)は、その電池が寿命となったときや修理のときなどに実装されているプリント基板などの全体を交換することなく、電池の交換または取り外しが可能か。 | 内蔵電池 | □はい/□いいえ□内蔵電池の使用なし | 電池の寿命による機器の廃棄や交換がし易い構造であることは長寿命に繋がる。 |
| M8 | 分解作業は、一般的な工具だけで行えるか。 | 機器全体 | □はい/□いいえ | 『一般的な工具』とは、市販されていて入手可能な工具を指す。 |
| M9 | 製造事業者は上記M1からM8に従って、試し分解を行ったか。 | 機器全体 | □はい/□いいえ | 試作機を実際に試し分解することで、分解・リサイクルがし易い設計になっているか、確認ができる。 |

**別表1**　**製品設計チェックリスト　(3/4)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 要求 | 対象 | 実現 | 解説 |
| **【分解しやすくするための表示】** |
| M10 | 背面カバーの取り外しねじは探しやすいか。具体的にはねじ近傍のプラスチック部品にねじ位置を表示しているか。ただし、重さ25g未満のプラスチック部品、または平らな部分の面積が200mm2未満の部品への表示はこの限りではない。【例】 | 背面カバー | □はい/□いいえ | 手分解で分解するときに、ねじを探索し易くすることで、作業効率がアップする。 |
| **【高品位なリサイクルを実現するための表示】** |
| M11 | プラスチック部品は、ISO1043 -1～4(一致規格JIS K 6899 -1～4)の考慮のもとでISO11469 (同等規格-JIS K6999)によるマーキングがなされているか。ただし、重さ25g未満の部品または平らな部分の面積が200mm2未満の部品、または透明部品への表示はこの限りではない。 | 機器全体 | □はい/□いいえ | 手分解工程で、プラスチックの材質表示は必ず取り組むべき項目である。 |
| M12 | 二次電池は、一般社団法人電池工業会「小形充電式電池の識別表示ガイドライン(第5版)」に従って表示を行っているか。 | 内蔵電池 | □はい/□いいえ□内蔵電池の使用なし | 二次電池の回収・リサイクルを推進するために、識別表示を行う必要がある。 |

◆Should項目(実現が望ましい項目)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 要求 | 対象 | 実現 | 解説 |
| **【分解・リサイクルを容易にするための使用素材の選択】** |
| S1 | 規格部品(standard parts)を除き、部品数において機器の構成要素の50%以上が同一製造事業者の同一世代、または同一性能の他機種と共通部品として使用されているか。 | 機器全体 | □はい/□いいえ□対象となる機器が存在しない | 部品の共通化は、保守部品として保有する部品の削減、分離・分解処理の容易性に繋がる。 |
| S2 | 銘板およびAVケーブル等の入出力基板の表示ラベル以外のラベル・シール類は、材質表示を行っているか。 | 筐体部品 | □はい/□いいえ□対象となるラベル・シールが存在しない | 高品位の材料としてリサイクルをするためには、材質表示がないと、その部分を打ち抜きして処理するか、低品位の材料としてリサイクルされる。ラベル剥がし作業は非常に手間がかかる。そのため、「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」では、ラベル等の材質表示、ラベル等の貼り付けるプラスチック部品と同材料化(相溶化)が望ましいとされている。 |
| S3 | リサイクルを妨げない塗料またはインクを使用しているか。もしくはプラスチック部品への塗装または印刷は必要最小限(例：製造者名)に限定されているか。ただし、レーザーマーキングなどは本項目に示す「塗装」に含まない。 | 筐体部品　 | □はい/□いいえ□塗装はしていない | 『リサイクルを妨げない塗料』とは、塗装する部品の材料と塗料が相溶性を有し、高品位なマテリアルリサイクル(自社製品への水平リサイクル)の阻害とならないことを言う。 |
| S4 | 製品中の希少金属類が含まれる部品や、希少金属類の種類や量等を把握しているか。 | 機器全体 | □はい/□いいえ | 希少金属類のリサイクルを行うために、製品設計の段階で情報を把握しておくことが望ましい。 |
| **【省資源・資源循環のための材料選択】** |
| S5 | 再使用プラスチック部品または再生プラスチック部品を使用しているか。 | 筐体部品、シャーシ | □はい/□いいえ | 一部品中全てが再使用または再生プラスチックでなくてもよい。 |
| **【分解しやすい構造】** |
| S6 | 隠しねじは使用していないか。 | 筐体部品 | □はい/□いいえ | 隠しねじを使用している場合、分解時に隠しねじを探す時間が余分にかかる。 |
| S7 | 希少金属類を含む部品の再利用のための設計上の工夫がなされているか。 | 機器全体 | □はい/□いいえ | ハードディスクやプリント基板やコンデンサ等を含む部品の取り外しを容易にするなどの方法がある。 |

**別表1**　**製品設計チェックリスト　(4/4)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 要求 | 対象 | 実現 | 解説 |
| **【分解しやすくするための表示】** |
| S8 | 嵌合(かんごう)箇所の近傍のプラスチック部品または金属部品の嵌合箇所近傍に嵌合箇所を示す印を表示しているか。ただし、重さ25g未満のプラスチック部品または平らな部分の面積が200mm2未満の部品、または表示が困難なプラスチック部品への表示はこの限りではない。【例】リサイクルマーク | 筐体部品 | □はい/□いいえ□嵌合箇所なし | 解体作業の効率向上のため、取り外しが必要なプラスチックまたは金属部品の嵌合箇所の位置をマークで表示することで作業効率がアップする。嵌合箇所を外す場合には、マイナスドライバーが使われることが多く、取り外しねじとは異なる表示を行う必要がある。 |
| S9 | プラズマディスプレイパネルの場合、背面カバー等に「鉛不含有」等の表示がされているか。 | プラズマディスプレイパネル | □はい/□いいえ□対象外の機器 | 有害物質の情報がわかりやすく表示されていると分解およびリサイクルが行いやすい。 |
| S10 | 液晶パネルの場合、背面カバー等に「ヒ素不含有」等の表示がされているか。 | 液晶パネル | □はい/□いいえ□対象外の機器 |
| S11 | 液晶テレビの場合、背面カバー等に「水銀不含有」もしくはバックライトの種類(LED式、蛍光管式　等)等が表示されているか。 | 液晶テレビ | □はい/□いいえ□対象外の機器 |
| **【高品位なリサイクルを実現するための表示】** |
| S12 | 難燃剤が含まれていないプラスチック部品には、難燃剤が含まれないことを示す表示がされているか。ただし、重さ25g未満の部品または平らな部分の面積が200mm2未満の部品、本来難燃剤が使用される可能性が少ない部品、または透明部品への表示はこの限りではない。【例】　>ABS< FR0 | 筐体部品 | □はい/□いいえ□該当する部品の使用なし | 高品位のマテリアルリサイクルを促進するために、難燃剤の含有情報は重要である。ただし、本来難燃剤が使用されないプラスチック部品までも表示を推奨するものではなく、表示対象の基本的な考え方は、「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」に従うこととする。 |
| S13 | 液晶モジュールの背面カバー等に光学シート類の材質表示を行っているか。なお、表示順は、シートの階層がわかるように、液晶パネル側から順番に表記するものとする。 | 液晶パネルの光学シート | □はい/□いいえ□液晶パネルの使用なし | 液晶テレビのバックライトには、複数のプラスチックシートからなる光学シート類が用いられている。リサイクルプラントにおける解体・分別作業の容易化、プラスチックリサイクルの高度化を実現するには、光学シート類の材質表示を行うことが必要である。 |
| S14 | 100g以上の塗装された金属部品には、金属材料の表示(元素記号の英字(鉄系：Fe、銅系：Cu、アルミニウム系：Al　等)による表示、ステンレス鋼系：JIS記号(JIS G 4303、JIS G 4304、およびJIS G 4305)による表示)を行っているか。【例1】－Fe－　【例2】－SUS304－ | 金属部品(板(プレス)、成形(ダイキャスト他)) | □はい/□いいえ□該当する金属部品の使用なし | 表面が塗装されたものはリサイクルプラントにおいて金属材質の判別が難しいものがある。高品位のマテリアルリサイクルを推進するため、表示を行うことが求められる。表示対象の基本的な考え方は、「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」に従うこととする。 |
| S15 | 希少金属類を含む部品(もしくは近傍)に、希少金属類の材質を示す表示を行っているか。 | 機器全体 | □はい/□いいえ | 希少金属類のリサイクルを促進するために、表示することが望ましい。 |

**記入表2**本書式はイメージです。リサイクル可能率を記載した社内資料でも構いません。

**製品のリサイクル可能率**

日　 　　　付：２０　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企　　　業　　 名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部署名、設計責任者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

申込型式・品番名：

申込製品のリサイクル可能率(社内試算値)は以下の通りです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部品名 | 重量[kg] | 再使用・マテリアルリサイクル可能 | 再使用・マテリアルリサイクルを除く、再資源化可能 | 左記以外 |
| 素材 | 質量[kg] | 素材名 | 質量[kg] | 用途(想定) | 素材名 | 質量[kg] | 処理方法(想定) |
| (例) フレーム | 5.55 | 金属 | 3.20 | プラスチック | 1.28 | 例RDF、熱回収 | ゴム | 1.07 | 例　単純焼却・埋立 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総質量 | **A** |  | **B** |  |  |  |  |  |  |

※　素材名：金属、プラスチック、ガラス、ゴム等と記載すること。なお、さらに詳細を記載してもよい。

1製品あたりのリサイクル可能率

B ／ A × 100 = 　　　(kg) ／ 　 (kg) ×100=　　　　%

小数点第1位まで（2位以下は切り捨て）

以上

**記入表3　包装材料チェックリスト**

日　 　　　付：２０　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企　　　業　　 名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部署名、設計責任者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

申込型式・品番名：

■使用包装材料一覧表

1製品あたりに使用している包装材料の名称、質量、再生材料の使用率を記載して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 使用包装材料名 | 質量[g] | 再生材料の使用率 |
| 1 |  |  | 　　% |
| 2 |  |  | 　　% |
| 3 |  |  | 　　% |
| 4 |  |  | 　　% |
| 5 |  |  | 　　% |
|  | **合　　計** |  |  |

　使用包装材名の記入例：ダンボール、ポリエチレン、発泡ポリスチレン、パルプモールド

■包装材料チェックリスト

以下の要求事項に対して、全て実現(「はい」)している場合に、基準に適合すると判断する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 要求 | 実現 | 解説 |
| 1 | 減量化・減容化を考慮して設計しているか | □はい/□いいえ |  |
|  | 具体的には、同タイプの従来機(もしくは基準機)に使用される包装材料との減量化もしくは減容化率等の比較を行っているか(該当する従来機が存在しない場合には、従来機との比較は適用しない) |  | 従来機に使用される包装材料との比較

|  |  |
| --- | --- |
| 従来機の名称 |  |
| 減量化率 |  |
| 減容化率 |  |

減量化率、減容化率は、どちらかでも構いません。□該当する従来機が存在しない |
| 2 | 再生材料の使用を考慮して設計しているか(古紙、再生プラスチックなど) | □はい/□いいえ | 再生材料を使用している場合には、上記一覧表に記載すること |
| 3 | 包装材の表面に印字するインクの使用量を低減するように考慮して設計しているか | □はい/□いいえ | 印刷面積を減らすデザイン等の採用により、インキ等の使用削減ができる |
| 4 | 材料の共通化を図るように設計しているか | □はい/□いいえ | 自社製品内での材料の共通化や同一製品に使用される包装の材料を統一することが望ましい |
| 5 | リサイクル、もしくはリユースしやすい材料の選択を考慮して設計しているか | □はい/□いいえ | 消費者がリサイクル等にまわしやすい材料を選択することが望ましい |
| 6 | 異種材料を複合して使用する場合には、材料間の分離が容易なように設計しているか | □はい/□いいえ□異種材料の複合使用なし | ここでいう異種材料とは、金属とプラスチック、紙とプラスチック等を指し、プラスチックの種類による違いではない。 |
| 7 | リサイクル、もしくはリユースしやすいように、法令やJIS規格等による材質表示がされているか | □はい/□いいえ | 消費者がリサイクル等にまわせるように適切な表示を行う必要がある。 |
| 8 | 包装に使用される材料は、環境影響を及ぼす化学物質の使用回避、削減がされるように材料選択をしているか | □はい/□いいえ | 環境影響を及ぼす化学物質を使用している場合には、リサイクルや廃棄時に問題となる。 |

**記入表4**

公益財団法人日本環境協会

　　エコマーク事務局　御中

**環境法規等順守証明書**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日：　　　　　　２０ |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| (会社名)(工場名)(責任者名)役職名　　　　　　氏名 | 印(社印、もしくは責任者印を捺印、海外の場合は責任者のサイン） |
| 工場住所： |
| TEL　　： |

　　　 　　　\* 責任者名は最終製品を製造する工場長（もしくは相当する工場の責任者）

\* 本証明書の発行日は、エコマークへの申込日より直近3ヶ月以内有効

下記の事項に適合していることを証明します。

記

１．申込商品の製造にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、以下の関連する環境法規および公害防止協定など（以下「環境法規等」という）を順守していることを証明します。

　　（以下の該当する□をチェック、記入の上、ご提出下さい。　**別紙一覧提出可**）

|  |  |
| --- | --- |
| 工場に関連する環境法規等の名称 | 備考 |
| □ 大気汚染防止法 |  |
| □ 水質汚濁防止法 |  |
| □ 騒音規制法 |  |
| □ 振動規制法 |  |
| □ 悪臭防止法 |  |
| □ その他： |  |

※ “その他”には工場が該当する法律名、立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること（例：○○県○○環境保全条例、○○市公害防止協定）

２．本証明書の発行日より以前の環境法規等の順守状況は以下の通りであることを証明します。

（該当する□をチェックし、ご提出下さい。また、**違反とは、行政処分、または行政指導などを指します**。）

　　□　過去5年間、関連する環境法規等の違反はありません。

□　創業（　　　　年）以来、関連する環境法規等の違反はありません。

　　□　過去5年間に関連する環境法規等に違反があり、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守しています。

※行政処分、または行政指導などの違反があった場合には、以下a.b.の書類の提出が必要です。

|  |
| --- |
| a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの) |
| b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)3)記録文書の保管について定めたもの4)再発防止策(今後の予防策)5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果) |

　　□　過去に環境法規等に違反があり、まだ改善等がはかられていません。

以上

To: Japan Environment Association

Eco Mark Office

Entry example 4(EN)

Certificate of Compliance with Environmental Laws, etc.

|  |  |
| --- | --- |
|  Date of issue:  |  [date], |
| (Company name)(Plant name)(Name of the responsible person) title name | seal (company seal) |
| Plant address:  |
| TEL　　：+ |

\* Enter the manager (or the corresponding responsible person) of the plant manufacturing the finished goods in

the Name of the responsible person column.

\* Effective issuing date of this Certificate shall be within three months from the date of application to Eco Mark.

We hereby certify that the following requirements are met:

**1. We hereby certify that in manufacturing the applied product, we comply with related environmental laws and regulations and pollution control agreement (hereinafter referred to as the “Environmental Laws, etc.”) with respect to air pollution, water contamination, noise, offensive odor, and emission of hazardous substances.**

(Please check the relevant boxes as follows to submit the Certificate. **It is also acceptable to submit an attached list.**)

|  |  |
| --- | --- |
| Name of the Environmental Laws, etc. related to the plant | Remarks  |
| □ Air Pollution Control Law |  |
| □ Water Pollution Control Law |  |
| □ Noise Regulation Law |  |
| □ Vibration Regulation Law |  |
| □ Offensive Odor Control Law |  |
| □ Other:  |  |

\* In the “Other” column, enter the name of law applied to the plant, and if there are regulations or agreements of the area where the plant is located, also enter the names of such regulations and agreements (e.g., xx Prefecture xx Environmental Conservation Regulation, xx City Pollution Prevention Agreement).

**2. We hereby certify that the state of compliance with the Environmental Laws, etc. prior to the date of issue of this Certificate is as follows:**

(Please check the relevant boxes to submit the Certificate. **Violation refers to administrative punishment or administrative guidance**.)

**□ We have not violated any related Environmental Laws, etc. for the past five years.**

**□ We have not violated any related Environmental Laws, etc. since foundation of the Company (year).**

**□ We violated related Environmental Laws, etc. in the past five years, have already taken proper remedies and recurrence prevention measures, and thereafter comply with the related Environmental Laws, etc. properly.**

\*If you committed any violation subject to administrative punishment or administrative guidance, you need to submit the following documents in a and b:

|  |
| --- |
| a. For the fact of violation, the guidance document from the administrative agency (including a correction order and warning) and copies of written answers to those documents (including reports on the cause and result of correction)  |
| b. For the management system for compliance with the Environmental Laws, etc., the following materials (copies of recording documents, etc) in 1)-5):1) List of the Environmental Laws, etc. related to the area where the plant is located;2) Implementation system (organizational chart with entry of roles, etc.);3) Document stipulating retention of recording documents;4) Recurrence prevention measures (future preventive measures);5) State of implementation based on recurrence prevention measures (result of checking of the state of compliance, including the result of onsite inspection). |

**□　We violated Environmental Laws, etc. in the past, and have not yet taken corrective measures.**

**記入表0**本書式は他社開発製品またはOEM供給を受ける場合に限り提出が必要です。

（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

**申込承諾書**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日：２０　 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| （発行者：会社名） | 印（社印を捺印） |

\* 発行者は製品を製造した会社（申込承諾者）

当社商品名（　　　　　　　　　　　）（エコマーク認定番号（　　　　　　　））を、

エコマーク申込企業（　　　　　　　　）が商品ブランド名（　　　　　　）として、

エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

以上